



# 島根県報

平成18年3月31日(金)  
号外第70号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目次

### 告示

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 (医療対策課)

## 告示

### 島根県告示第458号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額(昭和48年島根県告示第235号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

患者外給食料の項を次のように改める。

患者外給食料 1食につき 672円

分べん料の項中「分べん料」を「分べん介助料」に改め、妊婦健康診査の項の次に次の1項を加える。

乳児健康診査 1回につき 5,355円(消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、5,100円)

妊婦に対する水痘・帯状疱疹ヘルペス抗体検査(EIA法)の項中「2,600円」を「2,300円」に改め、先天性代謝異常検査採血料の項中「4,200円」を「4,000円」に改め、短期人間ドックの項中「乳がんマンモグラフィー検査を行った場合で1方向から撮影したときは3,150円を、2方向から撮影したときは4,725円を」を削り、外来人間ドックの項中「子宮頸部検査」を「子宮頸部検査」に改め、血縁者間の骨髄移植に係る組織適合検査(HLA検査)料の項を削り、特別病室使用料の項中「特別室A、特別室B、個室A、個室B及び個室Cを使用する場合は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(平成6年厚生省告示第54号)別表第1医科診療報酬点数表(以下「点数表」という。)の入院料に次に掲げる額を加算した額」を削り、診療材料費の項を削り、歯科診療費の項を次のように改める。

### 歯科診療費

#### メタルボンドポーセレン

前歯・臼歯 1本につき 68,250円

隙 1本につき 13,650円

#### インプラント材植立料

相談料 1回につき 2,840円

基本検査料(デジタル画像) 1回につき 9,900円

紹介状作成 1件につき 3,940円

#### 顎骨精密検査・植立可否診断

基本診療料 1回につき 600円

CT撮影を行ったときは18,850円を、パノラマ撮影を行ったときは6,300円を、上記手数料に加算する。

ステント作成・調整料

1 歯から 6 歯まで 1 装置につき 10,850円

7 歯から10歯まで 1 装置につき 13,055円

11歯以上 1 装置につき 18,570円

診断用ワックスアップ 1 歯 6,120円

1 歯増すごとに4,090円を上記手数料に加算する。

全身精密検査・診断

基本診療料 1 回につき 600円

心電図検査を行ったときは2,360円を、血液検査を行ったときは診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）別表第1医科診療報酬点数表（以下「点数表」という。）の点数に1点の単価15円75銭を乗じて算定した額を、上記手数料に加算する。

インプラント材植立（一次手術）

基本診療料 1 回につき 600円

1 本目（選択）

インプラント材 定価30,000円未満 136,905円

インプラント材 定価30,000円以上 140,210円

複数本数埋入加算（2本から6本まで）

インプラント材 定価30,000円未満 1本につき 40,855円

インプラント材 定価30,000円以上 1本につき 44,160円

複数本数埋入加算（7本から10本まで）

インプラント材 定価30,000円未満 1本につき 46,400円

インプラント材 定価30,000円以上 1本につき 49,705円

複数本数埋入加算（11本以上）

インプラント材 定価30,000円未満 1本につき 58,890円

インプラント材 定価30,000円以上 1本につき 62,195円

口腔内洗浄料 1 回につき 600円

口腔外科後処理料 1 回につき 350円

一次手術後観察料 1 回につき 600円

インプラント材植立（二次手術）

基本診療料 1 回につき 600円

インプラント材植立料（二次手術） 1 回につき 20,410円

治療用アバットメント使用加算 1 歯につき 7,060円

口腔内診断料 1 回につき 1,180円

加算項目

パノラマ撮影 1 枚につき 4,790円

スタディーモデル（複雑） 1 回につき 790円

アタッチメント（アバットメントを含む。） 使用材料の購入価格に100分の105を乗じて得た額

健康診断料（短期人間ドック及び外来人間ドックを除く。）の項を次のように改める。

健康診断料（短期人間ドック及び外来人間ドックを除く。）

点数表の点数に1点の単価15円75銭（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、15円）を乗じて算定した額

おむつ使用料の項を次のように改める。

おむつ使用料

中央病院

常時使用の場合 1日につき 735円

その他の場合 1日につき 368円

新生児（NICU）の場合 1日につき 315円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、300円）

紙パンツ 1枚につき 168円

#### 湖陵病院

常時使用の場合 1日につき 500円

その他の場合 1日につき 250円

紙パンツ 1枚につき 140円

尿取りパッド（単独使用の場合） 1枚につき 16円

衣類洗濯料の項中「2,940円」を「3,200円」に、「1,575円」を「1,680円」に改め、非紹介患者初診時加算料の項を次のように改める。

非紹介患者初診時加算料 中央病院 1回につき 1,575円

ただし、救急患者及び公費負担医療制度の受給対象者を除く。

再診時特定療養費の項中「1回につき」を「中央病院 1回につき」に改め、入院期間が180日を超えた日以後の入院料の項中「1,901円」を「1,995円」に改め、セカンドオピニオン面接料の項の次に次の1項を加える。

#### 麻しん風しん予防接種料

##### 混合ワクチン

初診 1回につき 11,655円

再診 1回につき 8,505円

##### 麻しんワクチン

初診 1回につき 8,085円

再診 1回につき 5,040円

##### 風しんワクチン

初診 1回につき 8,085円

再診 1回につき 5,040円

風しん予防接種料の項及び麻しん予防接種料の項を削り、流行性耳鼻下せん腺炎予防接種料の項中「7,770円」を「8,085円」に改め、ツベルクリン反応検査料の項中「5,040円」を「5,880円」に改め、肺炎予防接種料の項を次のように改める。

肺炎球菌ワクチン接種料 1回につき 9,135円

100日せき咳ジフテリア破傷風予防接種料の項中「6,195円」を「6,405円」に改め、ジフテリア破傷風予防接種料の項中「6,405円」を「6,615円」に改め、インフルエンザ予防接種料の項中「6,720円」を「6,930円」に改め、日本脳炎ワクチン接種料の項中「6,090円」を「6,300円」に改め、ポリオワクチン経口接種料の項中「4,935円」を「5,460円」に改め、低用量経口避妊薬の項中「1,365円」を「1,680円」に改め、ニコチンパッチの項の次に次の1項を加える。

中央病院において厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成18年厚生労働省告示第138号。以下この項において「包括算定告示」という。）により費用の額を算定（医療機関別係数のうち調整係数を1.0154として算定）する場合 包括算定告示により算定した点数1点につき10円として計算した額及び食事療養の費用額算定表により計算した額

文書料の項中「1,575円」の次に「（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、1,500円）」を、「525円」の次に「（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、500円）」を加える。

